

中小企業者支援等に係る『業務連携・協力に関する覚書』の締結について

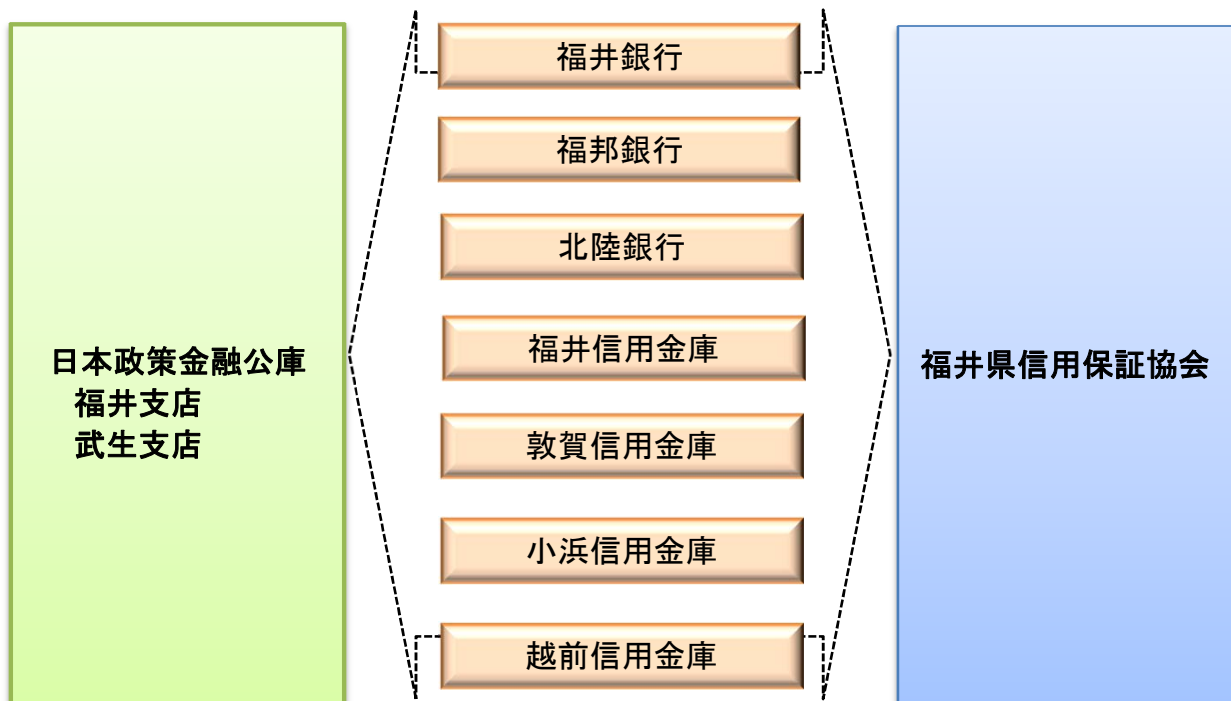
～県下金融機関と総力を挙げて中小企業者支援へ取組み！～

日本政策金融公庫(福井支店、武生支店)(以下、「日本公庫」という。)及び福井県信用保証協会は、1月15日に県内7金融機関(福井銀行、福邦銀行、北陸銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫)と、中小企業者支援等に係る「業務連携・協力に関する覚書」を締結しましたので、お知らせします。

日本公庫と信用保証協会、県内金融機関の三者が小規模事業者や中小企業者をはじめ、特定非営利活動法人も支援対象として業務連携を行うのは全国的にも珍しく、北陸では初の取組みとなります。

本覚書は、1月15日より適用となります。具体的な業務連携の内容としては、創業支援や事業承継支援、ベンチャー企業支援、海外展開支援及び6次産業化支援など幅広い分野において、金融機関・日本公庫間での①中小企業者等の資金調達の円滑化(協調融資の実施)に向けた中小企業者等の相互紹介、②中小企業者等の支援ノウハウに関する情報交換、③事務担当者の意見交換会などを予定しています。

日本公庫及び福井県信用保証協会は、本連携により、参加金融機関とともに総力を挙げ、三者それぞれの業務特性を活かした地域中小企業者等への質の高いサポートにより、地域経済発展への貢献に努めて参ります。



《お問い合わせ窓口》

株式会社日本政策金融公庫	福井支店	中小企業事業	浅野	0776-33-0030
		国民生活事業	月東	0776-33-1755
福井県信用保証協会	武生支店	国民生活事業	福山	0778-23-1133
	業務部	保証一課	岡崎	0776-33-8311
	総務部	経営管理課	藤間	0776-33-8300